⑵　割引を適用した後の料金の額　下表に、

首都圏発着　山梨県域周遊①	4,600円	5,800円
首都圏発着　山梨県域周遊②	4,100円	5,100円
首都圏発着　山梨県域周遊③	5,400円	6,800円
首都圏発着　富士山周遊①	3,700円	4,600円
首都圏発着　富士山周遊②	3,300円	4,100円
首都圏発着　富士山周遊③	4,200円	5,300円
名古屋発着　山梨県域周遊	7,800円	9,800円
山梨県域周遊	3,300円	4,100円
首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・山梨周遊①	3,700円	4,600円
首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・山梨周遊②	4,100円	5,100円
諏訪・山梨周遊（観光施設提携型）	3,100円	3,900円

を、

⑶　実施する期間に、

「ニ　平成30年７月１日から平成30年11月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。」を、

「ホ　平成30年５月９日から平成31年３月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。」を、

⑷　適用区間①発着エリア　イ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊①、中信・山梨周遊①、河口湖周遊①に、

「首都圏発着　山梨県域周遊①、首都圏発着　富士山周遊①」を、

⑷　適用区間①発着エリア　ロ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊②、中信・山梨周遊②、河口湖周遊②に、

「首都圏発着　山梨県域周遊②、首都圏発着　富士山周遊②」を、

⑷　適用区間①発着エリア　ハ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊③、中信・山梨周遊③、河口湖周遊③に、

「首都圏発着　山梨県域周遊③、首都圏発着　富士山周遊③、首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・山梨周遊②」を、

⑷　適用区間①発着エリアに、

「ニ　名古屋発着　山梨県域周遊

中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）のせと赤津インターチェンジから可児御嵩インターチェンジまでの区間」を、

⑷　適用区間①発着エリアに、

「ホ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・山梨周遊

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間」を、

⑷　適用区間②周遊エリア　ハ　首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊①②③に、

「首都圏発着　富士山周遊①②③」を、

⑷　適用区間②周遊エリアに、

「ニ　首都圏発着　山梨県域周遊①②③、名古屋発着　山梨県域周遊、山梨県域周遊

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから小淵沢インターチェンジまでの区間及び中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間」を、

⑷　適用区間②周遊エリアに、

「ホ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・山梨周遊①②、諏訪・山梨周遊（観光施設提携型）

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから諏訪インターチェンジまでの区間及び中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間」を加える。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成30年４月26日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴⑤ロに次を加える。

⑴　名神集中工事に伴う料金調整

イ）料金の調整を行う自動車

ニ）Ａ、Ｂ又はＣに定めるインターチェンジ相互間を、第二京阪道路及び近畿自動車道天理吹田線を経由して連続して通行するＥＴＣ車

ロ）料金調整

Ａ　中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション相互間の通行料金は、中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと中央自動車道の吹田インターチェンジ相互間の通行料金を上限とする。

Ｂ　ニ）Ａ又はＢに定めるインターチェンジ相互間を通行する場合、近畿自動車道天理吹田線の通行料金を「０円」とする。

Ｃ　ニ）Ａに定めるインターチェンジ相互間を通行する場合、Ａによる料金調整を適用した後の中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション相互間の通行料金と、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと豊中インターチェンジから西宮インターチェンジまでの各インターチェンジ又は中国縦貫自動車道の中国豊中インターチェンジ以西の各インターチェンジ相互間の通行料金を合算した額は、ニ）Ａに定めるインターチェンジ相互間の通行料金を上限とする。

ハ）実施期間

平成30年５月28日から平成30年６月９日まで

ニ）実施区間

Ａ　中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の豊中インターチェンジから西宮インターチェンジまでの各インターチェンジ又は中国縦貫自動車道の中国豊中インターチェンジ以西の各インターチェンジ相互間